

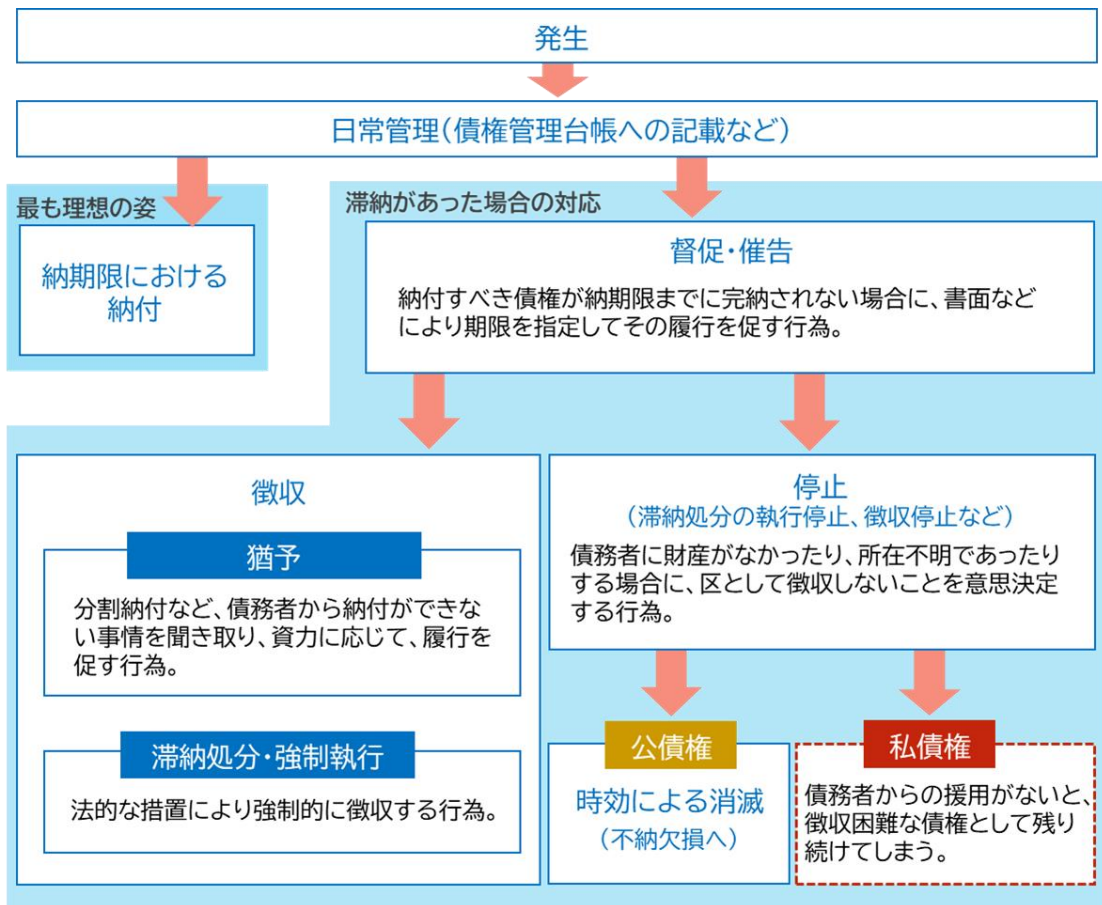
(仮称) 千代田区債権管理条例の制定について

1 趣旨

債権管理の適正化を図るため、次の取組を進めることを目的として条例を制定する。

- (1) 地方自治法その他の法令で規定されていない台帳の整備などの債権管理の手続について、条例により補足し、債権管理事務の統一性を図る。
- (2) 債権は、法令に基づき適切に徴収することが大原則である。一方、債務者が著しい生活困窮状態にある場合や破産している場合など、区がこれ以上徴収努力を行っても徴収困難な債権について、効率的な管理を行う観点から、条例に基づき債権放棄を行えるようにする。

2 債権管理の流れ



今後の取組み

悪質滞納者に対する徴収強化

職員の知識やスキル向上に向けた取組を強化していくとともに、専門知識を有する弁護士への回収委託等により徴収に向けた取組を推進していく。

徴収できる見込みがない債権の整理

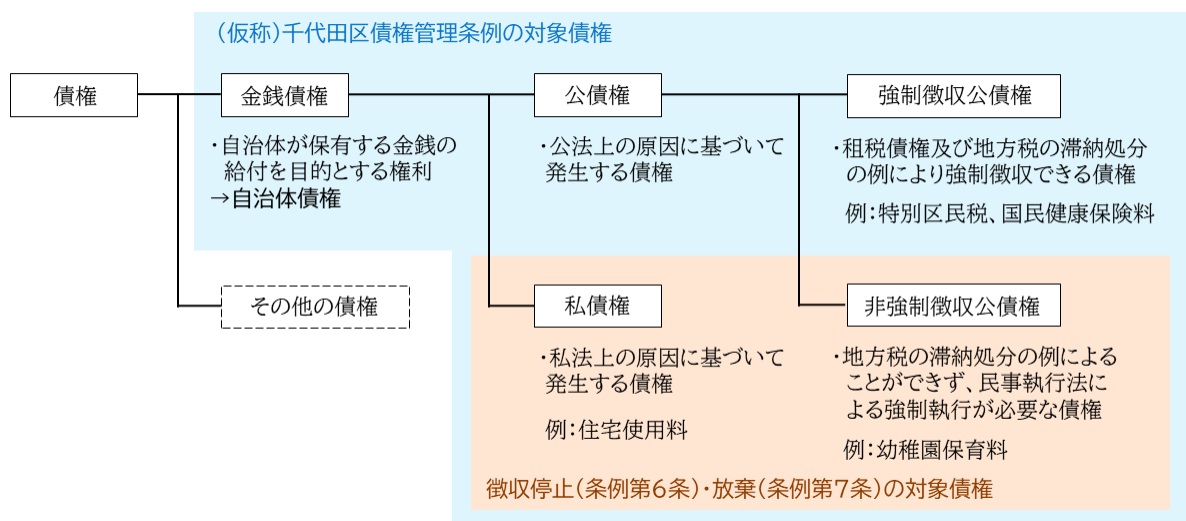
生活困窮、破産(個人・法人)、時効期間満了など徴収できる見込みがないものは債権放棄する。

債権管理条例の制定

3 条例の概要

(1) 対象

債権管理の適正化に向けた取組姿勢を対外的に示すとともに、職員の債権管理に関する意識啓発や動機付けを高めることを目的として全債権を対象とする。ただし、徴収停止（条例第6条）及び放棄（条例第7条）に関する規定は、非強制徴収公債権及び私債権を対象とする。



(2) 全体の構成及び内容

規則に定める事項を記載した債権管理台帳を整備することや地方自治法施行令に定めのない生活困窮を理由とした徴収停止規定を整備するとともに、放棄の要件を定める。

項目	概要	対象債権
第1条 目的	この条例は、債権の管理に関する事務の処理について、必要な事項を定めることにより、その適正化を図ることを目的とする。	全債権
第2条 定義	「区の債権」など、用語の意義は、各号で定めるところによる。	全債権
第3条 法令等との関係	区の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。	全債権
第4条 区長の責務	区長は、法令等の定めに従い、適切かつ効率的な区の債権の保全、取立て等に努めなければならない。	全債権
第5条 台帳の整備	区長は、規則で定める事項を記載した台帳を整備しなければならない。	全債権
第6条 徴収停止	区長は、地方自治法施行令の規定によるほか、債務者が著しく生活困窮状態等である場合も徴収停止の手続きをとることができる。	非強制徴収公債権・私債権

項目		概要	対象債権
第7条	放棄	区長は、区の債権について、各号に定める要件に該当する場合には債権を放棄することができる。	非強制徴収公債権・私債権
第8条	委任	この条例に定めるもののほか、条例の施行に関して必要な事項は規則で定める。	全債権

詳細は、「(仮称)千代田区債権管理条例(素案)」参照。

3 債権放棄について

次の1号から6号までの6項目の要件に限定して、債権を放棄することができることとする。

各要件	規定する理由
(第1号関係)生活困窮状態 債務者が著しい生活困窮状態であり、資力の回復が困難で当該債権について履行される見込みがないと認められるとき。	生活保護を受給している、又はこれに準ずる状態で、かつ将来収入や資産が増加する見込みが無い場合、債権の回収の見込みがなく、債権を保有し続ける実益がないため。 なお、当該規定による債権放棄により、生活困窮状態からの回復が図られ、長期的視点で納税等に結び付く効果も見込める。
(第2号関係)破産等 破産法その他の法令に規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。	債務者の破産事件が終結するなど債務を免れた場合、債務の履行を強制する手続がないことから、債権の回収の見込みがなく、債権を保有し続ける実益がないため。
(第3号関係)消滅時効の期間経過 私債権のうち、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。	私債権は、消滅時効期間が経過しても、債務者から消滅時効期間が経過した旨の主張がない限り、消滅の効果が発生しない。徴収努力を行ったにも関わらず、消滅時効期間が経過したものは、債権の回収の見込みがなく、債権を保有し続ける実益がないため。
(第4号関係)強制執行手続後の無資力 地方自治法施行令による強制執行の手続をとっても、なお完全に履行されず、かつ、当該強制執行の手続が終了した場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行される見込みがないとき。	強制執行手続による法的手段を尽くした後、将来収入や資産が増加する見込みがないものは、債権の回収の見込みがなく、債権を保有し続ける実益がないため。

各要件	規定する理由
<p>(第5号関係) 徴収停止後の無資力 条例第6条(地方自治法施行令を含む。)による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行される見込みがないとき。</p>	<p>徴収停止措置を行った後、所在不明の状態や、法人の事業休止の状態が相当期間続いているものは、その状態が解消される可能性が低いことから、債権の回収の見込みがなく、消滅時効期間を経過するまで、債権を保有し続ける実益がないため。</p>
<p>(第6号関係) 死亡、失踪等 債務者が死亡、失踪、行方不明又はこれに近い状態にあり、履行される見込みがないとき。</p>	<p>債務者が死亡し、相続人がいない場合や国外へ転出した場合などは、債権の回収の見込みがなく、消滅時効期間を経過するまで、債権を保有し続ける実益がないため。</p>

4 施行日
 公布の日